

貯蓄預金規定

第1条（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

第2条（受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼をうけたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第3条（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- （2）前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第4条（自動支払い等）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

第5条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。

第6条（未利用口座管理手数料）

当金庫所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

第7条（規定の準用）

この預金には本規定のほか「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」及び「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上